建設常任委員会に付託された事件について、審査した結果を御報告いたします。

議案第108号 令和3年度岩国市一般会計補正予算(第8号)

本議案のうち、本委員会所管分につきましては、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

議案第112号 令和3年度岩国市水道事業会計補正予算(第1号)

議案第113号 令和3年度岩国市工業用水道事業会計補正予算(第1号)

議案第116号 岩国市一般廃棄物処理施設設置条例の一部を改正する条例

議案第117号 岩国市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する 条例

議案第120号 岩国市手数料条例の一部を改正する条例

議案第121号 岩国市開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例 る条例

以上6議案は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

それでは、審査の状況について、御報告いたします。

議案第116号 岩国市一般廃棄物処理施設設置条例の一部を改正する条例の審査におきまして、

委員中から、「玖西環境衛生組合の解散後は、真水苑の管理・運営を岩国市が 承継するとのことだが、現在の岩国市のし尿、浄化槽汚泥の処理施設の現状及 び処理能力はどのようになっているのか。また、真水苑のし尿等の搬入停止の 時期及び停止後のほかの施設の受入れ能力はどのようになっているのか」との 質疑があり、

当局から、「みすみクリーンセンターは1日当たり129キロリットル、周東環境衛生組合の衛生センターは1日当たり120キロリットル、玖西環境衛生組合の真水苑は1日当たり28キロリットルの処理能力となっているが、いずれも処理能力の範囲内で処理をしている。現在のところ、真水苑は最大で令和9年度末までの操業期間となっているが、搬入停止の時期については未定であり、停止後の処理については、他施設の処理能力を考慮し、集約処理できるように検討しているところである」との答弁がありました。

これを受けて、委員中から、施設の解体費用について質疑があり、

当局から、「令和9年度末までに、約2億6,000万円が積み立てられる予定となっており、その積立金を基に施設を解体する予定となっている。不足額が生じた場合は、岩国市が3分の2、周南市が3分の1を負担することとなっており、解体後は、岩国市名義の土地のみが残る予定である」との答弁がありました。

本議案につきましては、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第121号 岩国市開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例の審査におきまして、

委員中から、条例改正の提案理由である都市再生特別措置法の改正趣旨及び規制区域における開発行為が全面的に禁止されるのかにつき質疑があり、

当局から、「法改正の趣旨であるが、近年、自然災害が激甚化、頻発化している状況であるため、災害リスクの高い区域の市街化の進展の防止等を図ることが必要であると考えられていることから、市街地を抑制すべき区域である市街化調整区域において開発行為を抑制することで、被災リスクを減らすというものである。また、規制区域においても、許可基準に適合している場合には開発行為は可能である」との答弁がありました。

委員中からは、「大変分かりづらい内容も含まれているため、関係機関へ周 知徹底をしていただきたい」との意見がありました。

本議案につきましては、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

なお、そのほかの案件につきましては、特に申し上げるべきことはございま せん。

以上で、建設常任委員会の審査報告を終わります。